

2. 設計方針に基づく新庁舎の姿

基本理念 1 ▶『災害対応の拠点』として 70 万区民を守る、たくましい庁舎

■ 基本方針

- ・ 水害から区民を守り、確実な情報を発信できる庁舎
- ・ 大地震後も行政機能を維持できる、十分な耐震性を有する庁舎
- ・ 感染症の蔓延などあらゆる有事にも迅速に対応できる庁舎
- ・ 復旧・復興の司令塔となる庁舎

設計方針

これからの 100 年を支える日本一の防災庁舎

『基本構想・基本計画』で定める「基本理念 1」と基本方針に基づき、復旧・復興も含めた長期的な視野を持ち、いざというときに信頼できる高い安全性を確保した、区民の安心のより所となる庁舎を目指します。

1. 災害対策機能

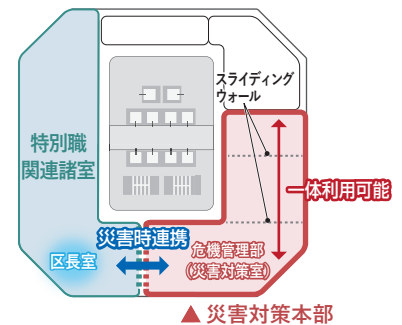
災害時の復旧・復興に向けた司令塔として、迅速な災害時連携の実現や、区民に向けて確実な情報発信を行うとともに、大地震や大規模水害による長期間の自立運用を見据えたインフラ整備や、発災後の被害を最小限に抑えるための取組みなど、多角的な視点による災害対策機能を備えた庁舎づくりを行います。

【災害対策本部】

- 特別職関連諸室（区長室等）、災害対策本部（危機管理部等）を同一階に集約することで、災害時の連携を強化し、迅速な指令系統を構築します。
- 災害対策本部は、消防や警察、自衛隊の災害応援も受け入れ可能な十分な規模を確保します。また、平時にはスライディングウォール※¹で分割することにより、一般会議室としても活用できるフレキシブルな計画とします。
- ※ 1) スライディングウォール：用途や利用人数に合わせて室内を区切ることができる、可動式の間仕切壁
- 災害対策本部は高天井とし、数十台で構成するマルチディスプレイの視認性の向上を図り、情報収集や共有を効率化します。
- 水害時の物資輸送や要救助者の避難に対応するため、東京消防庁が保有する最大機種が着陸可能な規模のヘリポートを庁舎屋上に設置します。（屋外緊急離着陸場 A〈防災関係公共施設〉相当）
- 災害対応の長期化に備え、災害対応要員用の仮眠室やシャワー室等を設置します。

【災害情報発信】

- 来庁者に対してリアルタイムに情報発信できるよう、庁舎入口等にデジタルサイネージ等を設置します。
- 通信室など、情報・通信機器の一元管理を行う情報管理機能は、水害時の浸水リスクがなく、大地震時の機器転倒リスクも抑えられる、免震層上部のフロアに配置します。



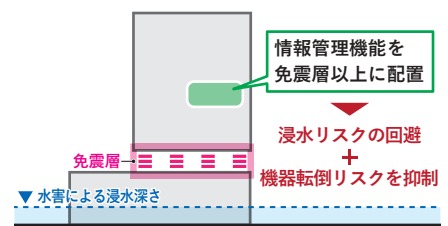
■ 11 階平面イメージ



■ 災害対策本部のイメージ



■ 屋上ヘリポートの設置イメージ



■ 情報管理機能の配置イメージ

2. 設計方針に基づく新庁舎の姿

設計方針 1

これからの 100 年を支える日本一の防災庁舎

【エネルギーの多重化】

- 大地震時や洪水・高潮による大規模水害時の長期間の庁舎自立運用を見据えて、非常用発電機（オイル・ガス併用のデュアルフューエル方式）、中圧ガス、太陽光発電などエネルギーの多重化を図ります。（※下表を参照）
- 災害時に自然エネルギーを活用できるよう、採光・換気・通風などを積極的に導入します。

【非常用給水・排水設備】

- 災害時の飲料水及び生活用水の給水設備として、受水槽や中水利用槽の免震層上部階配置（地震で損傷しない、水害で水損しない）、雨水のろ過処理利用、井戸水の雑用水利用、災害用浄水システムの備蓄を行います。
- 受水槽内の残水、井戸水、し尿処理循環水を利用し、庁舎内のトイレを災害時にも使用可能とします。
- 災害時の排水設備として、緊急汚水槽やマンホールトイレの設置、簡易携帯トイレの導入を行います。
- 緊急輸送道路に指定されている新大橋通りの沿道空間には、マンホールトイレや災害情報を発信するデジタルサイネージ等の設置を計画します。

【防災備蓄倉庫】

- 防災備蓄倉庫は、浸水対策として 2 階以上に設置します。
- 応急資器材や食料等の必要量を保管するため、十分な規模の防災備蓄倉庫を設けます。また、低層階に売店・飲食スペースを配置し、災害時にも利用可能とします。
- 防災備蓄品を効率的に配布できるよう、主な防災備蓄倉庫は非常用エレベーター（人荷用エレベーター兼用）近傍に配置します。

各インフラの継続期間

● 超長期間の自立運用可能

電力	・中圧ガス供給可能 → 100%電力を維持 ・中圧ガス供給途絶時 → 備蓄油による発電で 100%運用を 7 日間維持 ※以降は給油車にて給油（水害時は浸水解消後、給油車にて対応可能） ・中圧ガス供給途絶かつ負荷制限時 → 備蓄油による発電+負荷制限により 1 週間後も運用 ※以降は給油車にて給油（水害時は浸水解消後、給油車にて対応可能）
飲料水 生活用水	・受水槽内の残水利用、雨水のろ過処理利用、井戸水二次浄化利用、蓄熱槽貯留水利用、備蓄（ペットボトル）4L/人（7 日分）により確保（給水車・ポート・ヘリによる補給も可能）
雑用水	・受水槽内の残水利用、雨水のろ過処理利用、井戸水一次浄化利用、蓄熱槽貯留水利用、し尿処理循環水利用により確保（給水車・ポート・ヘリによる補給も可能）
排水	・緊急排水槽、備蓄携帯トイレにより対応 ・排水槽に一次貯留し、中水処理を行い雑用水に再利用
空調	・業務エリアは全て維持

大地震時のライフライン運用フロー

凡例：平常時からの継続運用 非常時対応 系統途絶時の対応 行政などによる対応 ※周辺の復旧状況による

ライフライン運用フロー		平常時	初動期 ～1 日	短期 ～3 日	中期 ～1 週間	長期 ～2 ヶ月
電力	中圧ガス利用による発電	電力利用	非常用発電機（中圧ガス）※デュアルフューエル発電機	コージェネレーションシステム（中圧ガス）		
	備蓄油による発電	※中圧ガス途絶時	非常用発電機（備蓄油）：100%運用（7 日間）	給油車にて給油 ※1		
上水	飲料水 生活用水	公共水利用	受水槽内の残水利用、雨水のろ過処理利用、井戸水二次浄化利用、備蓄（ペットボトル）4L/人（7 日分）	給水車・ペットボトル補充 ※1		
	雑用水	井戸、雨水、雑用水処理利用	受水槽内の残水利用、雨水のろ過処理利用、井戸水一次浄化利用、し尿処理循環水利用、蓄熱槽貯留水利用	蓄熱槽を水源として利用 30L/人・日（7 日間分）	給水車・ポリ缶など補充 ※1	
下水	公共下水利用	し尿処理循環水をトイレの流し水として利用				
	緊急排水槽、備蓄携帯トイレ	緊急排水槽、備蓄携帯トイレ 30L/人・日（7 日間分）				

大規模水害時（洪水・高潮氾濫）のライフライン運用フロー

ライフライン運用フロー		平常時	初動期 ～1 日	短期 ～3 日	中期 ～1 週間	長期 ～2 ヶ月
電力	中圧ガス利用による発電	電力利用	非常用発電機（中圧ガス）※デュアルフューエル発電機	コージェネレーションシステム（中圧ガス）		
	備蓄油による発電	※中圧ガス途絶時	非常用発電機（備蓄油）：100%運用（7 日間）	給油車にて給油 ※1		
上水	飲料水 生活用水	公共水利用	受水槽内の残水利用、雨水のろ過処理利用、井戸水二次浄化利用、備蓄（ペットボトル）4L/人（7 日分）	給水車・ペットボトル補充 ※1		
	雑用水	井戸、雨水、雑用水処理利用	受水槽内の残水利用、雨水のろ過処理利用、井戸水一次浄化利用、し尿処理循環水利用、蓄熱槽貯留水利用	蓄熱槽を水源として利用 30L/人・日（7 日間分）	ポート・ヘリによる支給 ※1	給水車にて支給 ※1
下水	公共下水利用	し尿処理循環水をトイレの流し水として利用				
	緊急排水槽、備蓄携帯トイレ	緊急排水槽、備蓄携帯トイレ 30L/人・日（7 日間分）				

※1) 各関係部局と協議協定が必要。水害時の給油車・給水車については、水が引いてからの運用。

■ 新庁舎のバックアップ機能の方針（各インフラの継続期間、災害時のライフライン運用フロー）

2. 設計方針に基づく新庁舎の姿

設計方針 1

これからの 100 年を支える日本一の防災庁舎

【防災力】

- 昨今増え続ける“想定を超える”災害が発生しても、被害を最小限に食い止めるためには、自らを守るだけでなく、地域での助け合いが重要になります。そのため、右記に示す「防災機能を高める3つの要素 - 自助・共助・公助 -」の視点を持ち、防災意識を高める庁舎づくりを行います。
- 歩行者デッキをはじめとする災害避難ルートや避難所の見える化、展示やデジタルサイネージによる情報発信や地域ごとの災害危険度の周知など、日常的な防災啓発活動を行います。

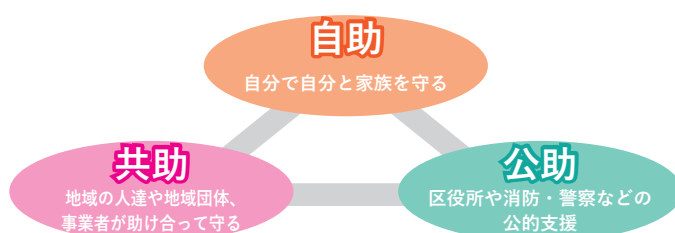
【例】

- 防災啓発物品の展示
- 災害情報を発信できるデジタルサイネージ
- 浸水レベルをわかりやすく示したサイン

- 船堀街道に面して整備するコミュニティ広場や、1階に設ける多目的ホールでは、以下のような防災イベント等の開催が可能です。

【他自治体等の防災イベント例】

- 家庭での食糧備蓄の啓発と、子育て世代の地域防災訓練への参加を促進する親子防災料理教室
- 起震車の体験や、最新の防災グッズを体験できる防災フェア
- かまどベンチ等の防災施設を使った体験型のBBQイベント



■ 防災力を高める3つの要素



災害危険度等を周知する防災啓発物品の展示 防災グッズの展示



デジタルサイネージによる情報発信

■ 地域の防災危険度を知るきっかけづくりの例



■ 防災イベントの例（起震車による地震体験）

2. 災害に強い庁舎

「都心南部直下地震」^{※1}や長周期地震動が生じる「南海トラフ巨大地震」^{※2}などの大規模地震、洪水・高潮による大規模水害、新型コロナウイルスなど急激に蔓延する新たな感染症をはじめ、様々な災害が発生しても、区民の安全・安心を守る防災拠点として機能継続できる強靱な庁舎づくりを行います。

(※設計方針 1「1. 災害対策機能」防災断面イメージも併せて参照)

※1) 出典：東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」報告書（令和 4 年 5 月 25 日公表）より

※2) 出典：東京都防災会議「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」報告書（令和 4 年 5 月 14 日公表）より

【地震対策 ー構造計画ー】

- 構造体の被害を軽微にとどめ、家具転倒や天井落下を防ぎ、人命の安全確保に加えて庁舎の機能継続性に優れる「免震構造」を採用します。さらに、洪水・高潮による水害リスクを踏まえ「中間層免震構造」とします。
- 免震層の上部、及び、下部構造の剛性を高め（＝固くつくる）、免震層でのエネルギー吸収効果を高めることで、地震力や加速度^{※3}を軽減します。

※3) 家具や設備機器を転倒させる力を生み、上層階であるほど大幅に増幅する

□ **免震下部構造**：下階に執務室やホール等の大空間をつくるため、ロングスパンが可能で、かつ免震構造の基壇として高い剛性と強度を有し、浸水にも強い「鉄骨鉄筋コンクリート造」を採用。制震壁を設けて地震エネルギーを下層階でも吸収し、建物の揺れを抑制。

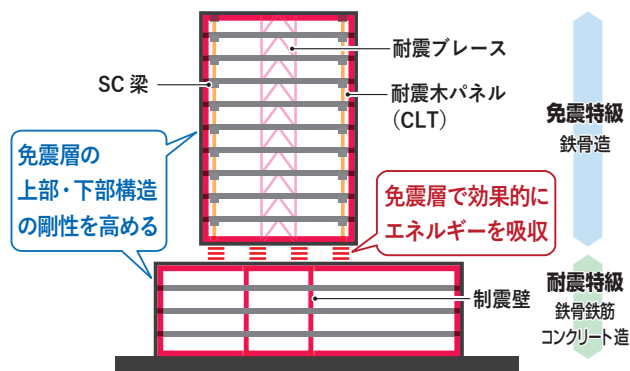
□ **免震上部構造**：高さ 60 m を超える超高層建築では一般的な工法である「鉄骨造」を採用。

□ **外周部 SC 梁 + 耐震木パネル**：免震層の上部の外周部には、SC 梁^{※4}と耐震木パネル（CLT^{※5}）を採用し、建物の剛性を高め、地震エネルギーを免震層で効果的に吸収。更に、コアまわりの鉄骨ブレースが減り、設備機器のレイアウトや点検・更新のしやすさを向上。また、層全体の剛性が向上することにより、主架構^{※6}の鉄骨量及びコストを合理化。

※4) SC 梁：コンクリート被覆鉄骨梁の略称。（詳細は設計方針 5「2. インシヤルコスト」を参照）

※5) CLT：木材のひき板（ラミナ）を繊維が直交するように並べて接着した木質パネル材。強度と品質が高く、構造物としても使用可能。開口面積を効果的に絞り日射負荷を抑制するとともに、内外装に木質の表情を創り出す

※6) 柱、梁等の建物全体を支える主要な構造的要素



■ 免震層のエネルギー吸収効果を高める構造形式



■ 耐震木パネル（CLT）イメージ

- 耐震性能目標は、免震上部構造は「免震特級^{※7}」、免震下部構造は「耐震特級」とします。震度 6 強程度の大地震時でも構造体を「軽微な被害」に留め、主要機能を継続します。^{※8}

※7) 「特級」、「上級」、「基準級」のうち、最も上位の目標（JSCA 設計性能目標）

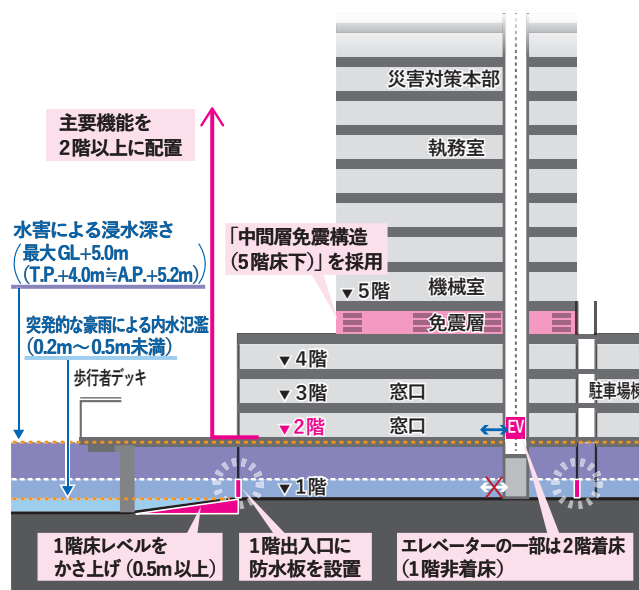
※8) 『基本構想・基本計画』では耐震安全性の分類を「構造体Ⅰ類」、「建築非構造部材 A 類」、「建築設備甲類」を目標としており、この目標水準を満たしています。

性能 グレード	対象階	震度 6 強程度の想定	
		被害の程度	主要機能を確保するための指標
免震特級	免震層より上部の階 (5 階～)	構造体：軽微な被害 ↳ 主要機能確保	層間変形角 1/300 以下 短期許容応力度以下 積層ゴムせん断歪 250% 以下
耐震特級	免震層より下部の階 (1 階～ 4 階)	構造体：軽微な被害 ↳ 主要機能確保	層間変形角 1/150 以下 弾性限耐力以下

■【参考】耐震性能目標

【水害対策 一階層・機能構成一】

- 水害による最大浸水深さ（GL+5.0 m（T.P.+4.0m ÷ A.P.+5.2m））よりも上に庁舎2階床レベルを設定するとともに、主要機能（窓口・執務室・災害対策本部・防災備蓄倉庫・機械室等）をすべて2階以上に配置します。
- 免震装置が水害の影響を受けない「中間層免震構造（5階床下）」を採用します。
- 庁舎棟、駐車場棟ともに、水害の影響を受けやすい地下階を設けない計画とします。
- 突発的な豪雨による内水氾濫に対応するため、1階床レベルをかさ上げ（0.5 m以上）します。更に、想定以上の浸水にも対応できるよう、1階出入口部分に防水板を設置します。
- エレベーターの一部は、水害時も継続運転できるよう2階着床（1階非着床。制御盤も2階以上に設置）とします。
- 雨水、汚水などのピット排水経路に逆流対策を行います。



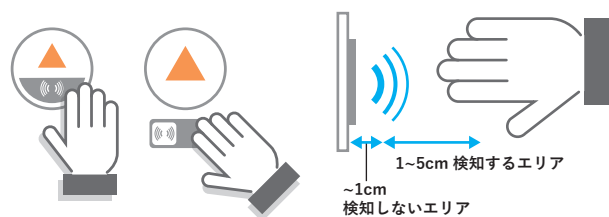
■ 水害に強い断面構成の考え方

【感染症対策】

- 新型コロナウイルス感染症など、急激に蔓延する新たな感染症にも迅速に対応できるよう、ソーシャルディスタンスを確保できる、可変性に優れた庁舎づくりを行います。
- 窓口の3密（密閉・密集・密接）を避けるため、ついたて位置を可変できる窓口システムの導入など、ソーシャルディスタンスを確保します。
- 執務室は、間仕切壁を最小限としたオープンな設えとし、適切な人員密度に調整可能なレイアウト計画とします。
- 執務室内の自然換気を促すため、低層部の開口部は開閉可能な建具を採用し、高層部は自然の風を取り入れ可能な外装計画とします。
- 在席状況に応じて、無駄なく快適な執務環境を構築できるよう、人感センサー、明るさセンサー、CO2センサー、スケジュール制御等を用いて、照明・空調を制御するシステムを導入します。
- 主要出入口における自動ドアの採用や、トイレ出入口のドアレス化、手や指をかざすことで操作が可能な非接触式のトイレ排水ボタン、エレベーターボタンの採用など、移動経路のタッチレス化を図ります。



■ ついたて位置を可変できる窓口（左）・人員密度の調整可能な計画（右）

■ 手や指をかざすことでエレベーター操作を行う非接触式ボタンの例
※ボタンを押しても作動する仕様

2. 設計方針に基づく新庁舎の姿

設計方針 1

これからの 100 年を支える日本一の防災庁舎

■ 断面イメージ

屋上ヘリポート

- ・ 消防や自衛隊等のヘリコプターが離着陸可能な計画 **災害対応**

※東京消防庁が所有するヘリコプターのうち、最大機種に対応した仕様

高層階（基準階）

- ・ 風水害時の防風、飛来物対策として、開口部には縦フィン等を設置 **風水害対策**

歩行者デッキ

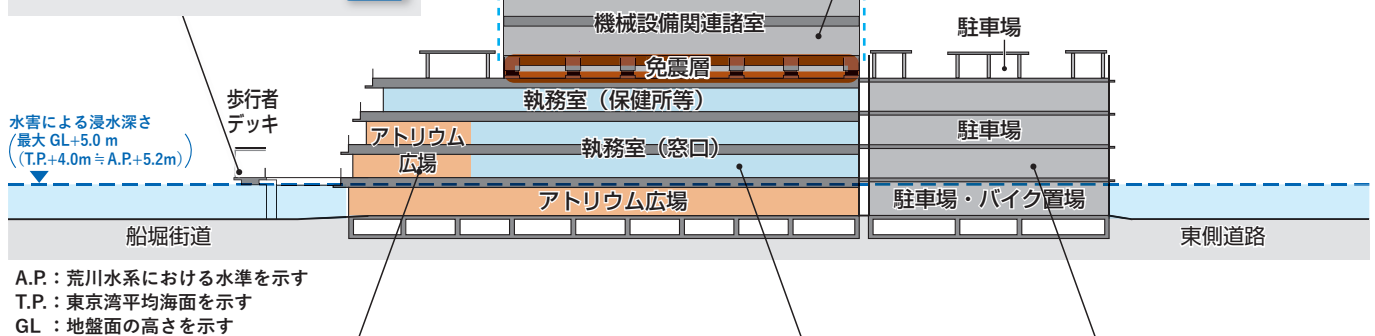
- ・ 大規模水害時に迅速な避難ができるよう、デッキ端部（南北）には、ゆとりある幅員の階段を設置 **水害対策**
- ・ 水害時、歩行者デッキが栈橋となり、屋外階段を救助ボートの船着き場として活用できる計画 **水害対策**
- ・ 災害時、再開発ビル（民間棟）やタワーホール船堀、歩行者デッキへ非常用発電機から電力を送電可能 **BCP**

災害対策本部

- ・ 区長室等、災害対策本部、危機管理部を同一階に集約配置 **災害対応**
- ・ 災害対策本部は、消防や警察、自衛隊の災害応援も受け入れ可能な十分な規模を確保 **災害対応**
- ・ 防災行政無線、臨時災害 FM 放送局設備、Jアラートなどの防災機器を設置 **災害対応**

機械設備関連諸室

- ・ 計画地の浸水深さ（GL+5.0 m）よりも高い、免震層上部に基幹設備を配置 **水害対策**
- ・ 長期間自立できるよう、非常用発電機、中圧ガス、太陽光発電などエネルギーの多重化を図る **BCP**
- ・ 受水槽を免震層上部階に配置、災害用浄水システムの導入 **BCP**
- ・ 防災上重要な情報管理機能は、免震層上部階に配置 **水害対策**
- ・ 有事の業務継続性を確保するため、電源や通信回線を多重化 **BCP**



購買・飲食機能との連携（備蓄機能）

- ・ 低層階に売店・飲食スペースを配置し、災害時にも利用可能 **災害対応**

構造計画

- ・ 「都心南部直下地震」などが発生しても、防災拠点として機能継続できる耐震性能を確保 **地震対策**
 - ・ 人命の安全確保に加えて庁舎の機能継続性に優れる「免震構造」の計画。免震装置が水害の影響を受けない「中間層免震構造(5階床下)」を採用 **地震対策** **水害対策**
 - ・ 免震上部の外周には、SC 梁と耐震木パネル (CLT[※]) を採用し、建物の剛性を高め、地震エネルギーを免震層で効果的に吸収することができる計画。 **地震対策**
- ※強度と品質が高く、構造材としても使用可能な木質パネル材。開口面積を効果的に絞り日射負荷を抑制するとともに、内外装に木質の表情を創り出す

執務室等

- ・ 窓口の 3 密（密閉、密集、密接）を避けるため、ソーシャルディスタンスを確保できる設え。執務室は、間仕切壁を最小限としたオープンな設えとし、適切な人員密度に調整可能な可変性の高い計画 **感染症対策**
- ・ トイレ、エレベーター等の移動経路のタッチレス化、衛生器具・スイッチ等の非接触化を採用 **感染症対策**

立体駐車場

- ・ EV 車（電気自動車）の充電コンセントを複数整備。非常用発電機からの電力供給により、災害時も EV 車に給電することが可能 **BCP**
- ・ 一時的な避難場所や物資置場として利用可能 **災害対応**

2. 設計方針に基づく新庁舎の姿

基本理念2 ▶ 「協働・交流の拠点」として開かれ、シビックプライドを高めていくような庁舎

■ 基本方針

- ・ 区民の誇りとなり、集う庁舎
- ・ 協働の拠点として開かれ、幅広い世代が交流するなど、賑わいを生む庁舎
- ・ 親しみやすい緑の空間が存在し、居心地のよい庁舎
- ・ 区の歴史・文化を継承し、時代とともに発展していく庁舎
- ・ 周辺のまちづくりと連動し、まちのグレードを高める庁舎

設計方針2 協働・交流の拠点として、多様な場を持つ庁舎

『基本構想・基本計画』で定める「基本理念2」と基本方針に基づき、区民活動や交流を促し、区民とともに育ってきた「水とみどり」の記憶を継承しながら、区民が誇ることができる庁舎を目指します。

1. 協働・交流ゾーン

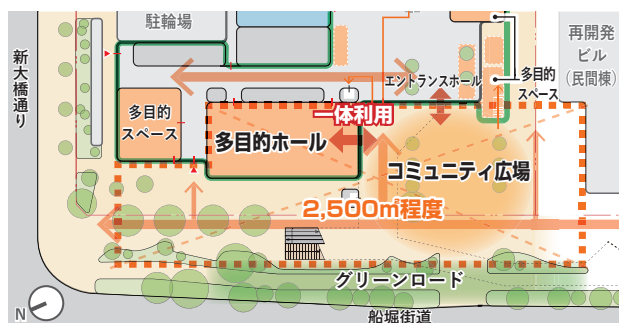
まちにひらかれ、区民が集まり賑わいを生む「コミュニティ広場」をグリーンロードと一体的に整備します。更に、庁舎の“顔”として来庁者を迎え、コミュニティ広場と連携した様々な活動を行うことができる「アトリウム広場」を1～4階まで立体的に整備することで、区民の協働・交流の拠点となる庁舎づくりを行います。



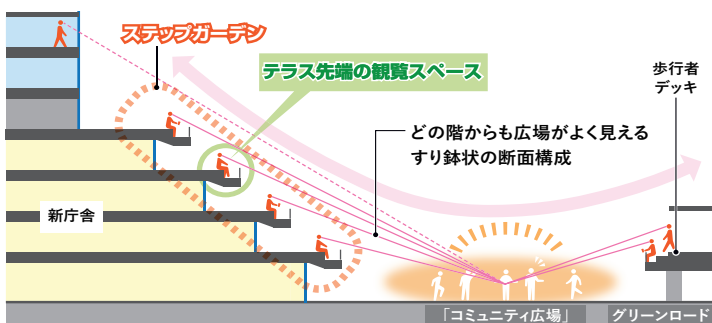
■ 低層部の平面構成イメージ

【コミュニティ広場】

- コミュニティ広場はグリーンロードと一体的に整備し、まちにひらかれ、区民が日常的に集まりやすい賑わいの場となるよう計画します。
- コミュニティ広場（約 700 m²）は、多目的ホール（約 400 m²）と繋いで内外をフレキシブルに利用できる計画とします。また、グリーンロード・民間棟側のスペースと合わせると、広さ 2,500 m²程度のイベント空間になります。
- 広場に面して、立体的な“すり鉢状”のテラス「ステップガーデン」を計画します。広場のイベントを見渡せる観覧スペースとして、どこにいても広場の活動や賑わいが感じられる環境を整備します。また、動線上には階段やエスカレーター・エレベーターを配置し、グリーンロードと連続した、ウォークブル※¹な立体構成とします。
※ 1) 「歩きやすい」「居心地がよく歩きたくなる」「歩くのが楽しい」といった意味。国土交通省では、ウォークブルなまちなかの形成を推進している。
- 広場内の植栽は必要に応じて移動できる設えにすることで、イベント利用時の可変性を高めます。
- イベント時の設営に配慮し、備品等の収納スペースを広場に近接させて配置します。



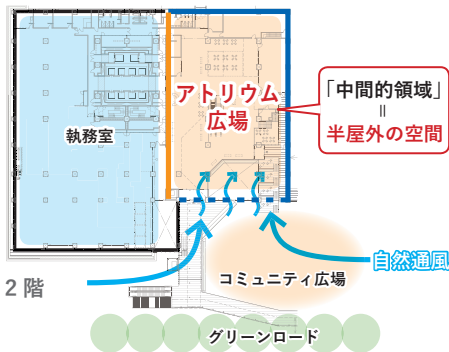
■ 1階平面イメージ



■ 広場を見渡せるテラス状の観覧スペース

【アトリウム広場（1～4階）】

- アトリウム広場を庁舎の“顔”と位置付け、来庁者を迎え入れるシンボリック空間として整備します。更に、「水とみどり」の江戸川区を象徴し、公園のようにひらかれた空間づくりを行います。
- 日本家屋の「縁側」のように、外でも内でもない「中間的領域」の空間とします。風が流れ、光が差し込む「半屋外の空間」として構成し、内部仕上についても、外部で用いる耐久性の高い材料を積極的に取り入れます。これにより、コミュニティ広場と連携した様々な活動が行える場となり、区民の協働・交流を促進します。
- 風・光・水などの自然エネルギーを積極的に活用することで、中間期（春・秋）の空調ゼロ運用も可能な計画とします。（※アトリウム広場の環境提案については、設計方針4「2. 省エネ対応と再エネ活用」を参照）

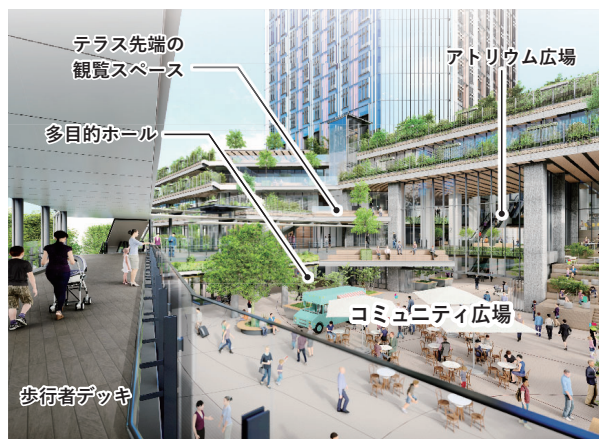


■ アトリウム広場の平面構成



■ アトリウム広場の断面構成

- 連続した吹抜けの頂部には、新庁舎のシンボルとなる樹木を配した光庭を設け、吹抜け越しにコミュニティ広場からも見通せるよう計画します。
- 内装の一部に木材を活用することで、温かみがあり、来庁者にとって親しみやすい交流空間づくりを行います。（多摩産材や友好都市産の木材等の活用を検討）
- アトリウム広場を介して執務室（窓口）にアクセスする動線計画とし、執務室とはガラスパーティション等で区画することで、開庁時だけでなく、閉庁時も区民の憩いの空間として利用できる計画とします。
- 東西貫通通路に面して、コミュニティ広場からアトリウム広場3階まで繋がる、階段状のたまり場を整備します。内外が立体的に連続した交流の場を形成し、区民が気軽に立ち寄ることができる、公園のような空間づくりを行います。



■ コミュニティ広場のイメージ



■ アトリウム広場のイメージ

2. 設計方針に基づく新庁舎の姿

設計方針 2

協働・交流の拠点として、多様な場を持つ庁舎

- 区民のつながりを広げ、交流を育む拠点となるよう、アトリウム広場の各フロアには以下のような多様な場を計画します。

- **多目的ホール**：コミュニティ広場と一体利用できるよう全面開放可能な建具を導入。区民活動の発表の場や各種イベント会場など多目的に利用可能。
- **多目的スペース**：会議、地域団体の活動、展示、スタジオ（ダンス・音楽・演劇）など多目的に利用可能。東西貫通路から、内部のアクティビティを感じることができる設え。また、購買・飲食機能、執務室関連用途（業務繁忙期の臨時窓口など）での活用も可能。

- 上記のほか、アトリウム広場には、区民が自由に団らんできるスペース（テーブル席など）を複数配置します。その近傍には放射パネルを設け、居住域の温熱環境を整えます。

（※アトリウム広場の環境提案については、設計方針4「2. 省エネ対応と再エネ活用」を参照）

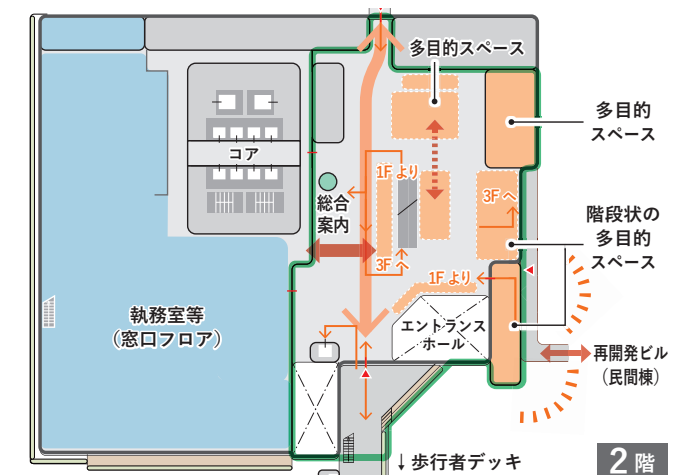
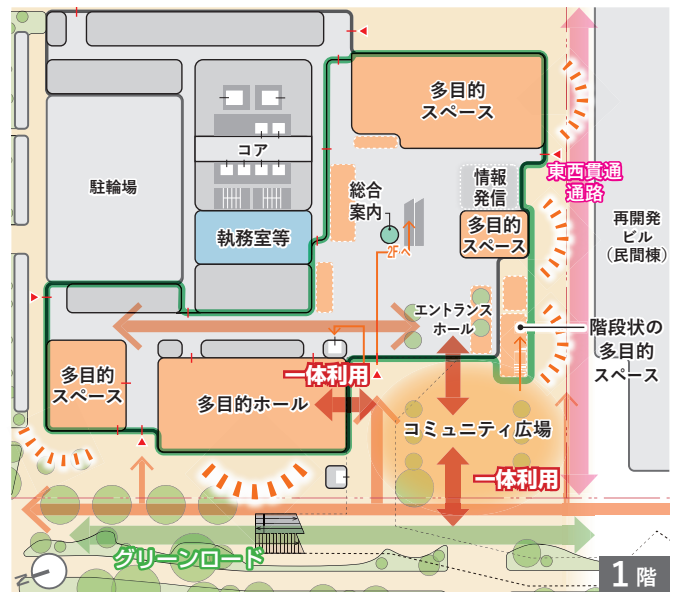
- 低層部の窓口フロアと近接させることで、待合スペースとしても利用できます。

【購買・飲食機能】

- カフェ等をアトリウム広場内に設置し、窓口手続きの待合としても利用できるよう計画します。
- 自動販売機、カフェ、売店等は、アトリウム広場利用時間帯に庁舎全体で利用できるよう計画します。



■ アトリウム広場のイメージ（1階エントランスホールから見る）



■ アトリウム広場の平面イメージ（上：1階、下：2階）

2. 設計方針に基づく新庁舎の姿

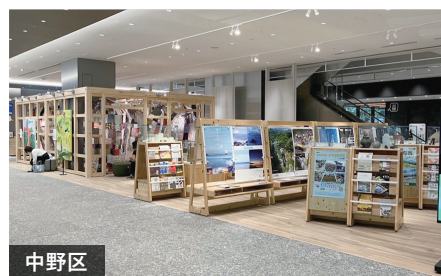
設計方針 2 協働・交流の拠点として、多様な場を持つ庁舎

【情報発信・情報公開】

- 区の歴史、魅力ある区の伝統・文化、特産品、区内産業、友好都市等の情報、催事や区民活動など、様々な情報を発信できるギャラリーやデジタルサイネージを主動線に面して配置します。また、災害情報の発信など日常時、災害時問わず活用できる計画とします。
- 情報発信スペースやデジタルサイネージの新設・変更に対応するため、共用部の電源、通信、照明計画の柔軟性を確保します。
- 1階及び2階には、区政やまちづくりの情報等を参照でき、学習や研究にも役立つ機能や展示等を配置します。



■ 区民ギャラリーやデジタルサイネージ



■ 特産品・区内産業の展示イメージ



■ 情報発信ツールの採用イメージ (参考：渋谷区新庁舎整備計画)



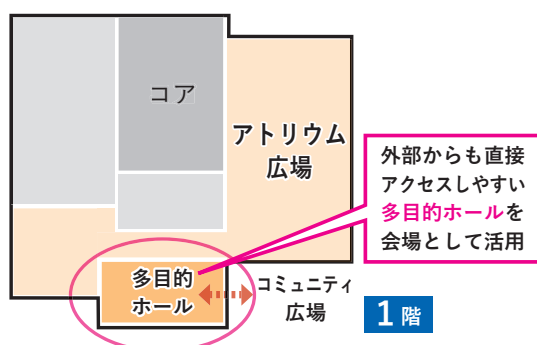
■ 区政情報の公開スペースイメージ

【様々な利用形態への対応】

- アトリウム広場は、臨時窓口等の行政サービスや、閉庁時の区民開放など、様々な利用形態を想定した施設整備を行います。

- 活用例 -

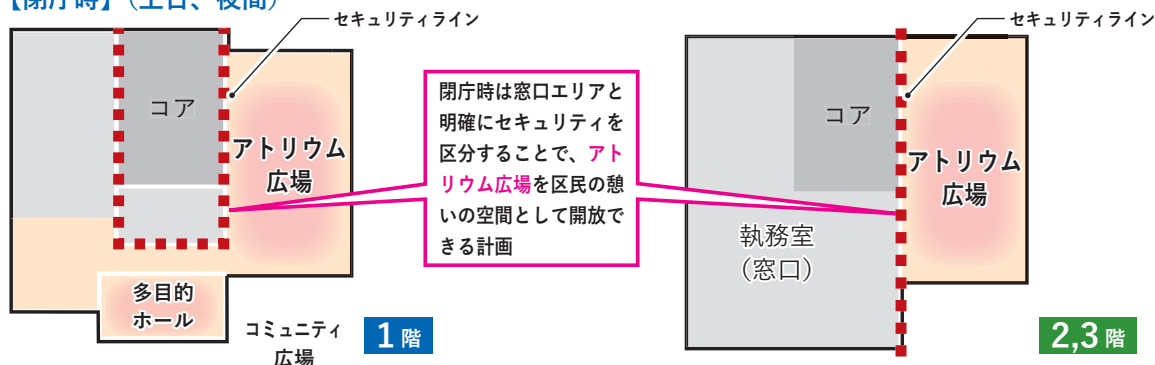
【期日前投票】



【臨時窓口】(保育園、住民税申告等)



【閉庁時】(土日、夜間)



2. まちづくり機能

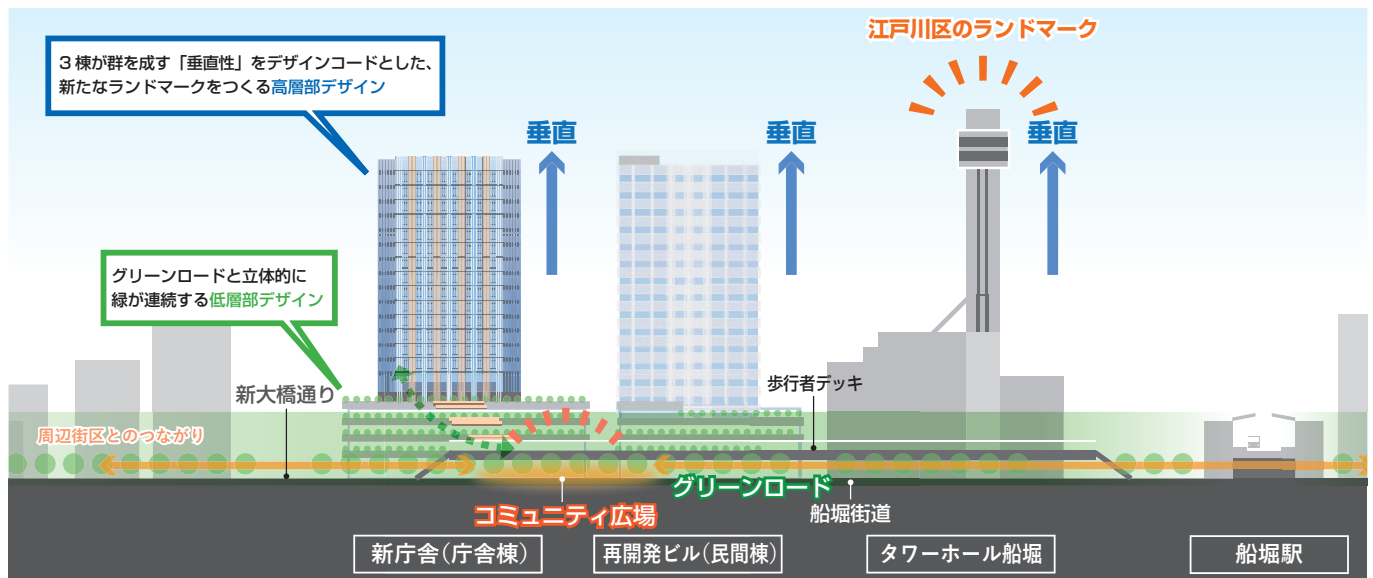
「水とみどり」の江戸川区を体現するとともに、周辺の都市景観とも調和した、これからの新しいまちづくりを牽引する庁舎づくりを行います。

【都市景観と調和する外観デザイン】

- 計画地周辺はタワーホール船堀をランドマークとした、都市のスカイラインが形成されています。ここに新庁舎が加わることで、船堀地区のランドマーク性が更に高まります。
- 新庁舎のデザインはタワーホール船堀と同様に「裏表のない、どの視点場からも正面性を感じ取れるデザイン」とします。



■ 船堀らしい都市のスカイライン（南西荒川より遠景）



■ 船堀街道に面した西側立面 - 3棟が群を成す新たなランドマークのイメージ -

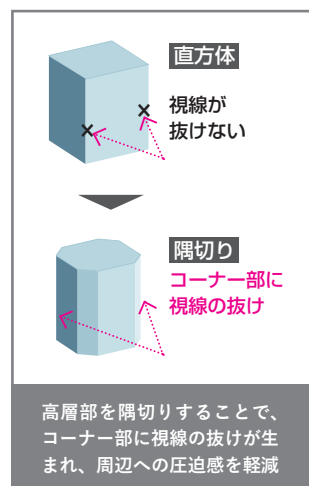
- 高層部は地域のランドマークになっているタワーホール船堀と調和する「垂直性」の景観に配慮したデザインとします。また、建物の四隅の角を切り取ることで、圧迫感やボリューム感を抑えるとともに、ビル風の軽減を図ることで、周辺環境へ配慮します。
- 構造の剛性を高める耐震木パネルや、日射を制御する縦フィンを意匠的に見せるデザインとします。木質の表情やリズムカルな垂直ラインを創り出し、シンプルなデザインの中に豊かな表情を与えます。
- 低層部は、豊かなみどりでまちをつなぐ、「水平基調」のデザインとします。グリーンロードから低層階屋上までみどりがつながるテラス空間を設け、立体的なみどりを創出します。



■ 外観デザインの考え方

2. 設計方針に基づく新庁舎の姿

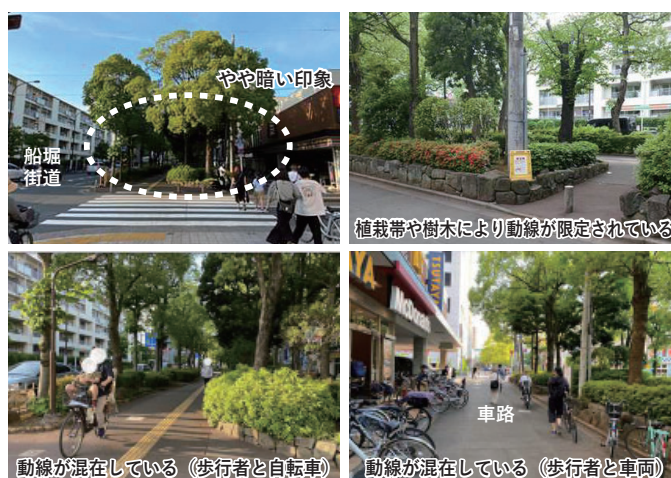
設計方針 2 協働・交流の拠点として、多様な場を持つ庁舎



■ どの視点場からも正面性をもった外観デザイン

未来を見据えたグリーンロードのリニューアル

- ウォーカブルなまちづくりを目指し、まちにひらかれた、賑わい・交流を生み出すグリーンロード整備を行います。豊かなみどりを創出しながら、足元空間のリニューアルを行うことで、安全で快適な歩行者空間をつくります。
- リニューアル整備は既存樹を活かしながらいいます。木々が生き茂り、現状やや暗い印象のある足元空間は、視線や動線が自然に抜けるよう低木・地被植物やその基盤を刷新します。また、高木による緑陰空間の連なりを創出することで、夏季の暑さの緩和に資する植栽計画とします。
- 歩行者の安全性に配慮して歩行者動線と自転車動線の分離を図るため、自転車走行空間を明示します。
- コミュニティ広場と一体となり、様々な活動、イベントに利用できるスペースとして計画します。また、屋外でのイベント利用等を見据え、電源等の設備をあらかじめ計画します。



■ 現状のグリーンロードの姿



■ 歩行者動線と『たまり空間』のイメージ

水害から区民を守る歩行者デッキ

- 歩行者デッキで堅固な建物をつなぎ、大規模水害から住民を守る「高台まちづくり」を実現します。

(※右図 高台まちづくりの考え方(概念図)を参照)

- 歩行者デッキは、洪水・高潮による水害時の想定浸水高さを踏まえ、デッキフロアレベルを GL+5.0 m (T.P.+4.0m ≒ A.P.+5.2m) 以上に設定します。

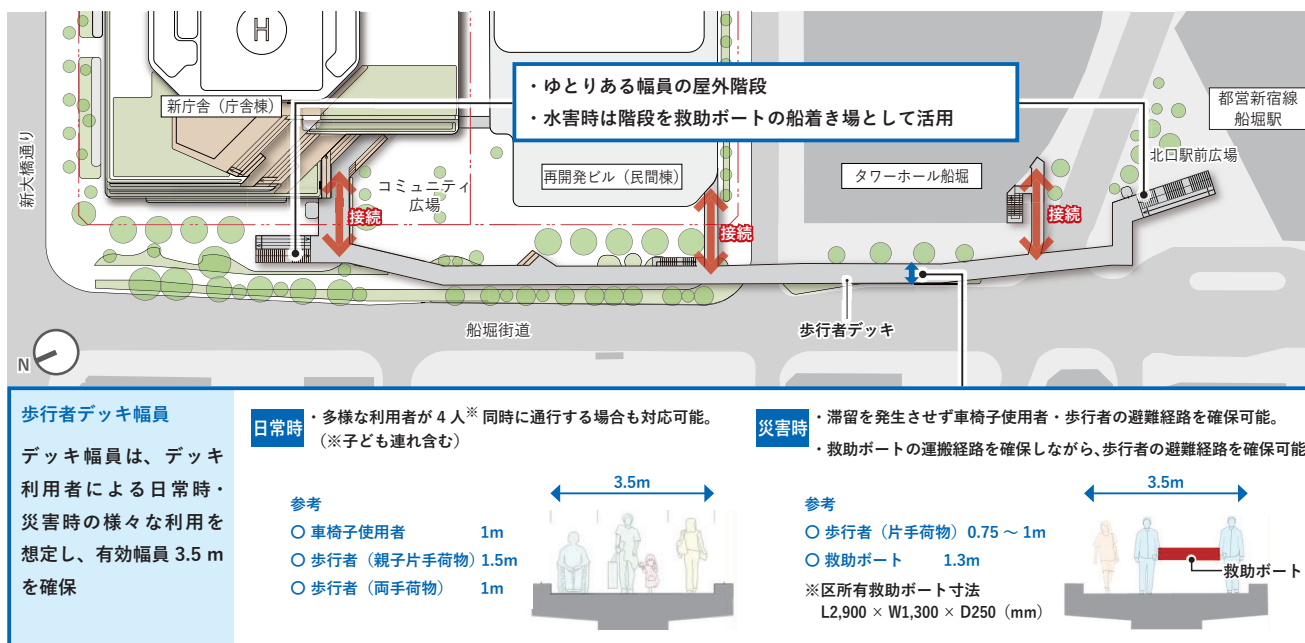
□ 水害時の避難路や物資輸送経路になるとともに、庁舎や再開発ビル(民間棟)、タワーホール船堀の2階と段差なく直結させ、平時の利便性向上にも寄与。

□ デッキ端部は、救助ボートが接岸できるよう、ゆとりある幅員の屋外階段を設置。

- 将来的に屋根の上部へ、次世代型太陽電池「ペロブスカイト」の設置ができるよう検討します。
- 維持管理性に配慮し、耐久性の高い仕上を選定します。



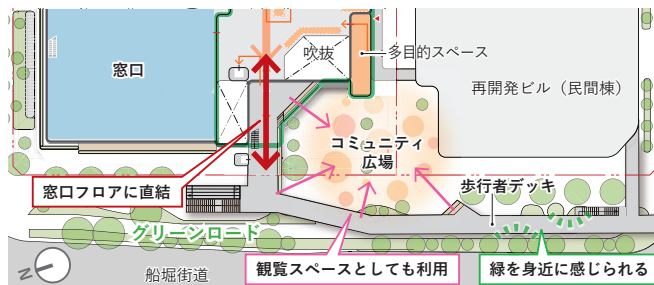
■ 高台まちづくりの考え方(概念図)



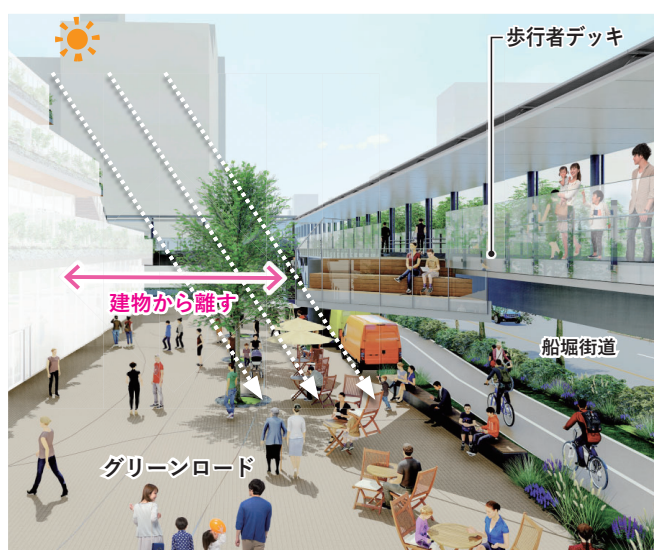
■ 歩行者デッキの平面・断面イメージ

賑わい・交流を生み出すグリーンロード

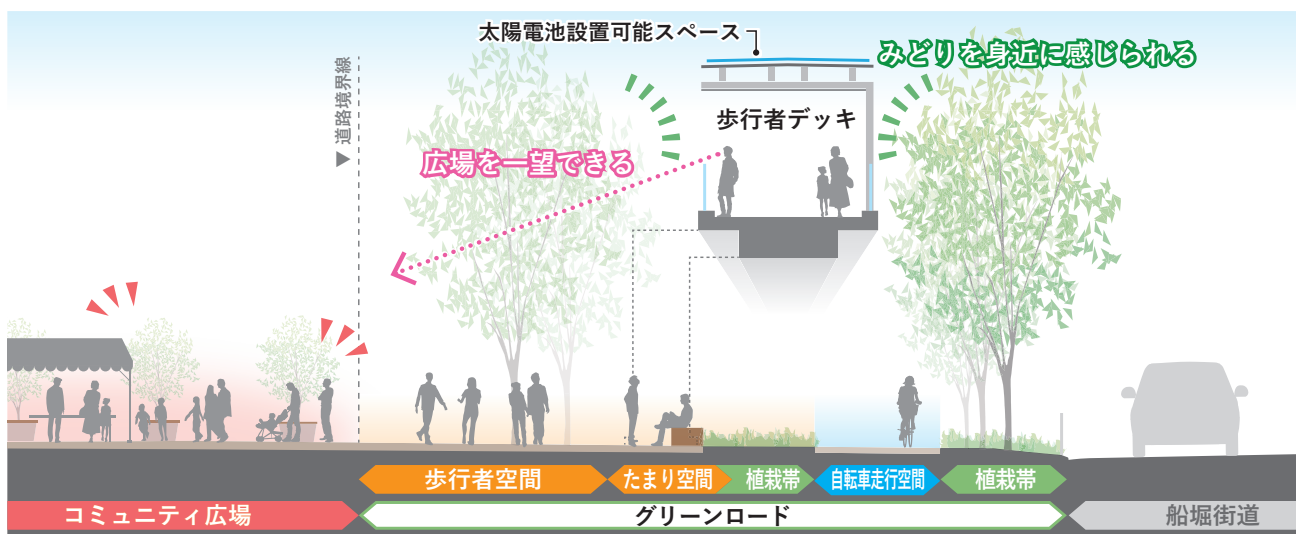
- グリーンロードはコミュニティ広場と一体的な利用が可能な設えとし、まちにひらかれ誰もが日常的に集まりやすい、協働・交流の場となるよう整備します。
- 歩行者デッキ上の観覧スペースや庁舎のテラスからは、グリーンロードやコミュニティ広場等の地上レベルの賑わいを共有できる設えとします。
- 地上部の視線の抜けや豊かな『たまり空間』（人の居場所、交流・憩いの場）を確保します。たまり空間には、誰もが快適に利用できるベンチを配置します。また日常の休憩・待ち合わせだけでなく、イベント時の交流の場として利用ができる計画とします。
- グリーンロードや建物の足元周りに光が入り、明るい空間になるよう、歩行者デッキは新庁舎や再開発ビル（民間棟）からできるだけ離して配置します。



■ デッキレベル (2F) 配置イメージ



■ 明るい足元空間のイメージ



■ グリーンロード（歩行者デッキ）横断イメージ